

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

2023年11月2日

阪神高速道路株式会社 契約責任者  
管理本部長 高木 秀之

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

京橋その他大規模更新事業促進業務（2024年度）

#### (2) 業務目的

本業務の目的は、京橋付近大規模更新事業やその他大規模更新事業の円滑な進捗のため、工事施工前段階において、調査・設計業務への指導・調整を含む事業監理、地元及び関係機関との協議・調整等の業務を対象に受注者とパートナーシップを築き、双方の技術経験を活かしながら効率的に事業の推進を行うことである。なお、本業務は、管理本部（神戸管理・保全部）の社屋にて、業務を実施することを考えている。ただし、発注者と協議のうえ変更する場合がある。

#### (3) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ・事業監理             | 1 式 |
| ・地元及び関係行政機関等との協議等 | 1 式 |
| ・その他              | 1 式 |

#### (4) 業務期間

2024年4月1日から 2025年3月31日まで

(5) 本業務は、プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

(6) 本業務は、担い手の確保を目的として、管理補助技術者を配置できるようにする業務である。管理補助技術者を配置した場合、予定管理技術者に代えて、管理補助技術者の資格、業務経験、手持ち業務を対象に技術評価を行うものとする。

(7) 本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。

### 2 参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 企業の形態

次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

① 単体企業

- 1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。
- 2) 技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社（旧阪神高速道路公団を含め、以下「阪神高速」という。）における2021～2024年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- 4) 技術提案書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。  
また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 企業の能力

業務実績が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

(3) 配置予定技術者の能力

本業務における配置予定管理技術者の保有資格、同種・類似業務の経験、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

(4) 技術提案書提出者間の資本・人的関係

参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

(5) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 再委託の内容が主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

### 3 技術提案書を特定するための評価基準

#### (1) 企業評価

同種又は類似業務の実績の内容

#### (2) 技術者評価

保有資格、専門分野の内容、同種又は類似業務の経験の内容、技術者表彰・業務表彰経験、手持ち業務の状況、専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力

#### (3) 業務実施体制等

業務実施体制、業務実施方針と留意点等

### 4 手続等

#### (1) 担当部署

別表のとおり。

#### (2) 説明書等の交付期間及び方法

① 交付期間 別表のとおり。

② 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ(建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

③ 交付図書のダウンロード手順

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

#### (3) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 別表のとおり。

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法 1部を持参又は郵送等(一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。)により提出すること。

### 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された技術提案書及び添付書類は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、

技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

- (4) 技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。
- (5) 技術提案書の内容は契約書に添付し、履行状況の確認及び検査を行う。
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要（本件は電子契約を推奨）
- (9) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (11) 技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (12) 詳細は、説明書による。

## 手続に関する期間等

業務名	京橋その他大規模更新事業促進業務（2024年度）
契約責任者	管理本部長 高木 秀之
担当部署	管理本部 管理企画部 経理課
所在地	〒552-0006 大阪市港区石田 3丁目1番25号
電話番号	06-6576-3881
E-mail	keiyaku-kh@hanshin-exp.co.jp
説明書等の交付期間	2023年11月2日（木）から 2023年12月20日（水）午後4時まで
技術提案書の提出期限	2023年12月20日（水）午後4時まで（必着）

注1 持参の方法による提出物の受付時間は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く。）